

特定計量器の販売事業の届出について

計量法は、特定計量器（家庭用計量器を除く質量計に限る）の販売を行う者に、「届出」義務を課しています。〔計量法第51条〕 …事業開始・届出事項変更・廃止

1 販売事業を開始する場合

特定計量器の販売を行おうとする者は、その事業の開始にあたり、あらかじめ、当該計量器の販売をしようとする営業所の所在地を管轄する都道府県知事に「**特定計量器販売事業届出書**」を提出してください。〔計量法第51条第1項〕

〈届出事項〉

- ・法人の場合…「特定計量器販売事業届出書」に記載する項目

①法人名

②法人の代表者

③法人の住所（本店の所在地）

④当該特定計量器の販売をしようとする営業所の名称及び所在地

⑤事業区分…特定計量器の販売に関しては、「質量計」の区分のみです。

※①～③を確認する添付資料として、**履歴事項全部証明書（コピー可）**の提出が必要です。

原則として、届出前3か月以内に発行されたもので、1部を提出してください。

- ・個人の場合…「特定計量器販売事業届出書」に記載する項目

①氏名

②住所

③当該特定計量器の販売をしようとする営業所の名称及び所在地

④事業区分…特定計量器の販売に関しては、「質量計」の区分のみです。

※①～②を確認する添付資料として、**住民票（コピー可、本籍情報不要）**の提出が必要です。原則として、届出前3か月以内に発行のもので、1部を提出してください。

〈届出方法〉

事業開始の届出書は、内容確認のため、ご提出前に**メールまたはFAXでの下書き送付**をお願いしております。その際、事業区分を確認するための資料として、販売を予定しているばかりについての事前アンケートの提出をお願いしています。必要に応じて、ばかりの詳細についてわかる資料（取扱説明書等）の提出をお願いする場合もございます。

内容確認後の届出書の提出は、**郵送、メール、または事前予約後のご来所**でお受けしております。また、届出の際には、計量法で定める販売事業者の遵守義務についての資料をお渡しいたします。

※受付印を押印した届出書の控えが必要な場合は、届出書を1部追加（コピー可）してご提出ください。その際、郵送による提出の場合は、切手を貼った宛先記入済みの返信用封筒を同封してください。

【特定計量器販売事業届出書…計量関連申請等様式（ダウンロード）】

PDF	https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/keiryo/yoshiki/documents/01_hanbai_k-jigyotodoke.pdf
WORD	https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/keiryo/yoshiki/documents/01_hanbai_k-jigyotodoke.docx
記入例	https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/keiryo/yoshiki/documents/01_hanbai_k-jigyotodoke_rei.pdf

2 届出事項に変更があった場合…

特定計量器の販売の届出をした者（届出販売事業者）は、届出事項に変更があったときは、遅滞なく、当該計量器の販売を行っている営業所の所在地を管轄する都道府県知事に「**届出書記載事項変更届**」を提出してください。〔計量法第51条第2項〕

〈届出事項〉

- ・法人の場合…「届出書記載事項変更届」に記載する項目

- ①法人名
- ②法人の代表者
- ③法人の住所（本店の所在地）

④事業区分…特定計量器の販売に関しては、「質量計」の区分のみです。

⑤変更のあった事項…事業を開始した時に届け出た「法人名、法人の代表者、法人の住所、当該特定計量器の販売をしようとする営業所の名称及び所在地」の項目の変更、及び販売の事業を行う営業所の増設・廃止がある場合

⑥変更の事由…上記⑤の「変更のあった事項」の理由

※①～③に変更があった場合、**履歴事項全部証明書（コピー可）**の提出が必要です。原則として、届出前3か月以内に発行されたもので、1部を提出してください。

※都内に所在する営業所の数が0となる場合は、「届出書記載事項変更届」ではなく「事業廃止届」の提出が必要です。

- ・個人の場合…「届出書記載事項変更届」に記載する項目

- ①氏名
- ②住所

③事業区分…特定計量器の販売に関しては、「質量計」の区分のみです。

④変更のあった事項…事業を開始した時に届け出た「氏名、住所、当該特定計量器の販売をしようとする営業所の名称及び所在地」の項目の変更、及び販売の事業を行う営業所の増設・廃止がある場合

⑤変更の事由…上記④の「変更のあった事項」の理由

※①～②に変更があった場合、**住民票（コピー可）**の提出が必要です。原則として、届出前3か月以内に発行されたもので、1部を提出して下さい。

※都内に所在する営業所の数が0となる場合は、「届出書記載事項変更届」ではなく「事業廃止届」の提出が必要です。

〈届出方法〉

変更の届出書は、内容確認のため、ご提出前に**メールまたはFAXでの下書き送付**をお願いしております。

内容確認後の届出書の提出は、**郵送、メール、事前予約後のご来所または電子申請**でお受けしております。

※受付印を押印した届出書の控えが必要な場合は、届出書を1部追加（コピー可）してご提出ください。その際、郵送による提出の場合は、切手を貼った宛先記入済みの返信用封筒を同封してください。

【届出書記載事項変更届…計量関連申請等様式（ダウンロード）】

PDF	https://www.shouhiseikatu.metro.tg.jp/keiryo/yoshiki/documents/02_hanbai_k-henkou.pdf
WORD	https://www.shouhiseikatu.metro.tg.jp/keiryo/yoshiki/documents/02_hanbai_k-henkou.docx
記入例	https://www.shouhiseikatu.metro.tg.jp/keiryo/yoshiki/documents/02_hanbai_k-henkou_rei.pdf

【届出書記載事項変更届…電子申請用ページ】

<https://logoform.jp/form/tmgform/796185>

3 販売事業を廃止した場合

届出販売事業者が、その届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、当該計量器の販売を行っていた営業所の所在地を管轄する都道府県知事に「**事業廃止届**」を提出してください。〔計量法第51条第2項〕

〈届出事項〉

- ・法人の場合…「事業廃止届」に記載する項目

①法人名

②法人の代表者

③法人の住所（本店の所在地）

④事業区分…特定計量器の販売に関しては、「質量計」の区分のみです。

⑤届出をした年月日…販売事業開始時に「特定計量器販売事業届出書」を提出した年月日
ですが、不明な場合は、東京都計量検定所にお問い合わせください。

⑥工場及び事業場等の所在地…届出をしていた「当該特定計量器の販売を行っていた営業
所の名称及び所在地」

- ・個人の場合…「事業廃止届」に記載する項目

①氏名

②住所

③事業区分…特定計量器の販売に関しては、「質量計」の区分のみです。

④届出をした年月日…販売事業開始時に「特定計量器販売事業届出書」を提出した年月日
ですが、不明な場合は、東京都計量検定所にお問い合わせください。

⑤工場及び事業場等の所在地…届出をしていた「当該特定計量器の販売を行っていた営業
所の名称及び所在地」

〈届出方法〉

廃止の届出書は、内容確認のため、ご提出前にメールまたはFAXでの下書き送付をお願いしております。

内容確認後の届出書の提出は、郵送、メール、事前予約後のご来所または電子申請でお受けしております。

※受付印を押印した届出書の控えが必要な場合は、届出書を1部追加(コピー可)してご提出ください。その際、郵送による提出の場合は、切手を貼った宛先記入済みの返信用封筒を同封してください。

【事業廃止届…計量関連申請等様式（ダウンロード）】

PDF	https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/keiryo/yoshiki/documents/03_hanbai_k-haisi.pdf
WORD	https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/keiryo/yoshiki/documents/03_hanbai_k-haisi.docx
記入例	https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/keiryo/yoshiki/documents/03_hanbai_k-haisi_rei.pdf

【事業廃止届…電子申請用ページ】

<https://logoform.jp/form/tmgform/796185>

4 販売事業を承継（事業譲渡、相続等）した場合

別途個別にご相談ください。

【問い合わせ先】

〒136-0075 東京都江東区新砂三丁目3番41号

東京都計量検定所 管理指導課 指導担当

Tel : 03-5617-6635 / Fax : 03-5617-6634

E-mail : S1162001@section.metro.tokyo.jp

【特定計量器の販売事業の各種届出】

※書類は提出前にメールまたはFAXにて内容確認をお願いしております。

区分	申請者	届出事項	届出書類	提出方法
新規	法人	特定計量器（非自動はかり、分銅及びおもり）の販売を開始する場合	①特定計量器販売事業届出書 ②履歴事項全部証明書 (届出前3ヶ月以内に発行されたもの)	※販売内容を確認するために、事前アンケートを行っています <電子申請の場合> https://logoform.jp/form/tmgform/796185 
	個人	特定計量器（非自動はかり、分銅及びおもり）の販売を開始する場合	①特定計量器販売事業届出書 ②住民票 (届出前3ヶ月以内に発行されたもの)	にアクセスして申請お願いします。 <来所の場合> <u>事前に来所の予約をお願いします。</u> <郵送の場合> 押印された届出の返信をご希望の場合は、①届出様式を1部追加の上 ②返信用封筒（長形3号、110円分切手付）を同封ください。
変更	法人	(1)～(5)に変更が生じた場合 (1). 法人名 (2). 法人の代表者 (3). 法人の住所（本店の所在地） (4). 営業所の名称又は所在地 (5). 営業所の店舗数	①届出書記載事項変更届 ②履歴事項全部証明書 (左記(1),(2),(3)に変更がある場合) (届出前3ヶ月以内に発行されたもの) ③営業所の店舗名及び所在地の一覧がわかる資料（左記(4),(5)に変更がある場合）	<電子申請の場合> https://logoform.jp/form/tmgform/796185 
	個人	(1)～(4)に変更が生じた場合 (1). 氏名 (2). 住所 (3). 営業所の名称又は所在地 (4). 営業所の店舗数	①届出書記載事項変更届 ②住民票 (左記(1),(2)に変更がある場合) (届出前3ヶ月以内に発行されたもの) ③営業所の店舗名及び所在地の一覧がわかる資料（左記(3),(4)に変更がある場合）	にアクセスして申請お願いします。 <来所の場合> <u>事前に来所の予約をお願いします。</u> <郵送の場合> 押印された届出の返信をご希望の場合は、①届出様式を1部追加の上 ②返信用封筒（長形3号、110円分切手付）を同封ください。
廃止	法人・個人	販売事業を終了した場合 全ての営業所を廃止した場合 ※一部の営業所を廃止する場合は上記の変更となります。	①事業廃止届 ※届出をした年月日は「特定計量器販売事業届出書」を受理された日です。ご不明な場合は下記連絡先にお問合せください。 ※工場及び事業場等の所在地については全ての事業所名を記載ください。多い場合は別紙に記入いただいて大丈夫です。	<電子申請の場合> https://logoform.jp/form/tmgform/796185 

【問い合わせ先】 〒136-0075 東京都江東区新砂三丁目3番41号

東京都生活文化スポーツ局計量検定所 管理指導課 指導担当

Tel : 03-5617-6635 / Fax : 03-5617-6634

E-mail : S1162001@section.metro.tokyo.jp

【様式ダウンロード先】 <https://www.shouhiseikatu.metro.toky.lg.jp/keiryo/yoshiki/>